

議案第23号

勝山市行政財産使用条例等の一部改正について

勝山市行政財産使用条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

勝山市長 山岸 正裕

令和元年9月10日提出

提案理由

消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定に基づき、勝山市行政財産使用条例ほか3の条例に規定する使用料又は占用料について、1か月未満の貸付け又は占用に伴って使用される場合は、非課税取引に当たらないことを明確にするため、この案を提出する。

勝山市条例第 1 号

勝山市行政財産使用条例等の一部を改正する条例

(勝山市行政財産使用条例の一部改正)

第1条 勝山市行政財産使用条例(平成9年勝山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(使用料) 第5条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 <u>い。</u> <hr/> <hr/> <hr/>	(使用料) 第5条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 <u>なお、使用的期間が1月未満のものについての使用料の額は、別表に定めるところにより算定した額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税を加えた額とする。</u>
2 (略)	2 (略)

(勝山市道路占用料徴収条例の一部改正)

第2条 勝山市道路占用料徴収条例(昭和31年勝山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
(占用料の額) 第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、別表によりがたいものの占用料は別表に準じてその都度市長が定める。 <u>な</u> <hr/> <hr/> <hr/>	(占用料の額) 第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。ただし、別表によりがたいものの占用料は別表に準じてその都度市長が定める。 <u>なお、占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表に定めるところにより算定した額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税を加えた額とする。</u>

(勝山市都市公園条例の一部改正)

第3条 勝山市都市公園条例(昭和57年勝山市条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>第3章 公園の管理</p> <p>(使用料)</p> <p>第14条 都市公園法第5条第1項、都市公園法第6条第1項若しくは第3項又はこの条例第7条第1項若しくは第3項の許可を受けた者のうち、別表に掲げる使用料の区分に該当する者は、その使用料を納付しなければならない。ただし、別表によりがたい使用料は、その都度市長が定める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第3章 公園の管理</p> <p>(使用料)</p> <p>第14条 都市公園法第5条第1項、都市公園法第6条第1項若しくは第3項又はこの条例第7条第1項若しくは第3項の許可を受けた者のうち、別表に掲げる使用料の区分に該当する者は、その使用料を納付しなければならない。ただし、別表によりがたい使用料は、その都度市長が定める。<u>なお、占用又は使用の期間が1月未満のものについての使用料の額は、別表に定めるところにより算定した額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税を加えた額とする。</u></p>
2・3 (略)	2・3 (略)

(勝山市法定外公共物管理条例の一部改正)

第4条 勝山市法定外公共物管理条例(平成17年勝山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(占用料の額)</p> <p>第10条 占用料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(占用料の額)</p> <p>第10条 占用料の額は、別表のとおりとする。<u>なお、占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表に定めるところにより算定した額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税を加えた額とする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。